

新旧対照表

変更後	変更前
<p>1～4（略）</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 また、豊かな自然環境を守るということを地球環境の観点から取り組むこととし、水力及び風力による発電を行うことを目標の一つとした新エネルギーの活用を図る<u>施策を模索するとともに</u>、西栗倉村の自然環境を代表する森林空間を活かした<u>種々の活動を通じて都市との交流を推進</u>、観光業の振興を図ることにより、雇用の場を確保し若者定住を図り、村の活性化に資する。</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業</p> <p>[施設の種類の（事業区域）、実施主体] （略）</p> <p>[事業期間] 林道（平成 18～<u>23</u>年度）</p> <p>[整備量及び事業費] ・市町村道 <u>5,555</u>m, 林道 <u>2,531</u>m ・総事業費 <u>1,093,420</u> 千円（うち交付金 <u>546,596</u> 千円） （内訳） 市町村道 <u>858,000</u> 千円（うち交付金 <u>429,000</u> 千円） 林 道 <u>235,420</u> 千円（うち交付金 <u>117,596</u> 千円）</p> <p>5-3 その他の事業 新エネルギーの活用 （略）</p>	<p>1～4（略）</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 また、豊かな自然環境を守るということを地球環境の観点から取り組むこととし、水力及び風力による発電を行うことを目標の一つとした新エネルギーの活用を図るとともに、西栗倉村の自然環境を代表する森林空間を活かした都市との交流を<u>目的とした自然学習館を建設し</u>、観光業の振興を図ることにより、雇用の場を確保し若者定住を図り、村の活性化に資する。</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業</p> <p>[施設の種類の（事業区域）、実施主体] （略）</p> <p>[事業期間] 林道（平成 18～<u>22</u>年度）</p> <p>[整備量及び事業費] ・市町村道 <u>4,955</u>m, 林道 <u>2,122</u>m ・総事業費 <u>1,005,990</u> 千円（うち交付金 <u>503,861</u> 千円） （内訳） 市町村道 <u>790,000</u> 千円（うち交付金 <u>395,000</u> 千円） 林 道 <u>215,990</u> 千円（うち交付金 <u>108,861</u> 千円）</p> <p>5-3 その他の事業 新エネルギーの活用 （略）</p>

観光業の振興

若者定住を目的とした観光業の振興は、一定の成果を上げているもののリピーターに限られているという現状に鑑みて、西粟倉村への新たなリピーター確保を目的とした施策の実施が必要である。そこで自然環境を代表する森林空間を活かした種々の活動を通じて都市との交流を推進し、幅のある新たなリピーター確保を図る。

6. 計画期間

平成 18 年度～平成 23 年度

7～8 (略)

観光業の振興

若者定住を目的とした観光業の振興は、一定の成果を上げているもののリピーターに限られているという現状に鑑みて、西粟倉村への新たなリピーター確保を目的とした施策の実施が必要である。そこで自然環境を代表する森林空間を活かした都市との交流を目的とした自然学習館を建設し、幅のある新たなリピーター確保を図る。

6. 計画期間

平成 18 年度～平成 22 年度

7～8 (略)